



労働者代表選を考えよう その1

Q1、なぜ労働者代表選挙やるの？

36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）を締結する際はその都度、事業場（職場）に過半数労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（労働者代表）と書面による協定をしなければなりません。

過半数代表者の選出が適正に行われていない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても無効になり、労働者に法定外の時間外・休日労働を行わせることはできません。

Q2、労働者代表の要件と選出の正しい手続きは？

- ① 事業場の全ての労働者の過半数を代表していること
- ② 36協定を締結するための労働者代表を選出することを明らかにした上で投票、挙手などにより選出すること
- ③ 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと（管理監督者とは労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。）